

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

生活支援課 生活困窮者自立支援金担当専用ダイヤル
☎924-2825 ☎928-6635

新型コロナウイルス感染症の影響等で収入が減少し、社会福祉協議会による総合支援資金特例貸付の再貸付まで終了した世帯等に対し、支援金を最長3か月間支給します。

■支給月額（支給期間は申請日より最長3か月間）

単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

■対象

- ・総合支援資金特例貸付の再貸付が終了した人など
- ・収入（均等割非課税）や資産が一定の基準以下の人
- ・ハローワークに求職を申し込み、誠実かつ熱心に求職活動する人

■申請方法

郵送申請のみ（支給対象の可能性のある世帯へ申請書を郵送）。
8月31日（火）（消印有効）までに必要書類を記入の上、同封する返信用封筒にて提出してください。詳細は市ホームページで確認してください。

介護事業所で働く皆さんを応援します！ 介護職員初任者研修費用を補助

介護保険課 ☎922-1032 ☎922-3279

市内の介護事業所で働く人で、介護職員初任者研修をこれから受講しようとする人または受講を終えた人に対して受講料等の一部を補助します。

■申請者 介護サービス事業者が受講料を全額負担：事業所
受講者本人が受講料を全額または一部負担：受講者本人
※介護サービス事業者と受講者で折半などにより受講料を負担した場合は、受講者分のみが補助対象になります。

■補助対象

- (1)～(3)の全てを満たす人が受講した介護職員初任者研修の受講料及び教材費（他の公的助成を受ける人は対象外）
- (1)令和2年4月1日以降に「介護職員初任者研修」を修了した人
- (2)市内の介護サービス事業所に3か月以上継続して就業し、実績報告時に同一の事業所に就業している人
- (3)介護サービス事業所に直接雇用されていて、1週間当たりの所定労働時間が20時間以上の人

■補助額 上限6万円（1人1回まで）

■申請期間 7月15日（木）～令和4年3月15日（火）

※予算額に達した時点で終了。

■申請方法 介護保険課で配布する申請書（市ホームページ（QRコード）からも入手可）に必要書類を添付し、同課へ持参。



市長の資産等を公開

庶務課 ☎922-0954 ☎922-3091

「政治倫理の確立のための草加市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、令和2年12月31日現在の市長の資産等並びに令和3年4月1日現在で報酬を得て職についている会社等を公開します。

■建物

所在地	面積	固定資産税課税標準額
草加市稲荷四丁目35番地15	127.51㎡	575万2646円
稲荷六丁目816番地2	77.76㎡	58万7479円
稲荷六丁目907番地1	96.05㎡	156万3943円
稲荷六丁目907番地2	48.02㎡	70万2648円

■所得金額：1954万3038円

■自動車（100万円を超えるもの）：普通自家用車2台

■会社等：埼玉県都市競艇組合（議員）、東埼玉資源環境組合（理事）、草加八潮消防組合（管理者）、(有)エスアイエス（代表取締役）

子育て世帯生活支援特別給付金 （その他世帯分）を支給

子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

厚生労働省コールセンター ☎0120-811-166（平日9時～18時）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育てに伴う負担増加に対し支援を行うため、低所得のふたり親世帯等へ新たに子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。すでに本給付金のひとり親分を受給している人は支給対象外です。

■対象者

〈支給対象者1〉

(ア)～(ウ)のいずれかに該当する人で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の人

(ア)令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している人

(イ)児童手当の支給対象外である平成15年4月2日から同18年4月1日までの間に出生した児童を養育している人

(ウ)令和3年4月1日から同4年2月28日までに児童が出生等したため、令和3年5月分以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給する人

〈支給対象者2〉

上記(ア)～(ウ)のいずれかに該当する人で、令和3年度分の住民税均等割課税対象だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変するなど、令和3年1月以降の収入が住民税均等割非課税の人と同じ水準となっている人

■支給額

児童1人につき5万円

■支給の手続き

- ・支給対象者1の(ア)に該当する人は6月28日（月）に通知を発送しました。
- ・通知が届いた人は、7月9日（金）に児童手当または特別児童扶養手当の登録口座へ支給します。
- ・支給対象者1の(ウ)に該当する人は、随時振込となります。

支給対象者1に該当する人で未申告の人、(イ)の人、支給対象者2に該当する人は、令和4年2月28日（月）までに申請してください。詳細はホームページ（QRコード）で確認してください。



草加モノづくりブランド 製品・技術・食品を募集

草加モノづくりブランド実行委員会事務局（草加商工会議所内）
☎928-8111 ☎928-8125

市内で製造された独自性のある優れた工業製品や技術、食品を「草加モノづくりブランド」として認定します。

認定された製品・技術・食品は、市や草加商工会議所ホームページで紹介するほか、草加モノづくりブランドのロゴマークの使用や展示会でのPRなど、認知度向上や販路拡大などに向けた様々な支援が受けられます。

■対象 市内事業所で製造または企画開発された工業製品・技術・食品で、すでに一般に販売や実用化されているもの。

■応募資格 市内で1年以上継続して事業を営んでいる企業で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する企業

- (1)市内に本社を有する中小製造業者
- (2)本社が市外だが、市内に開発部門や製造部門の事業所があり、該当事務所で対象製品を開発または製造している中小製造業者
- (3)中小企業が主たる構成者となって活動している協同組合等の団体、任意グループ

☎11月12日（金）までに草加商工会議所、産業振興課で配布する応募用紙（「あっ、そうか.net」ホームページ（QRコード）からも入手可）に必要書類を添えて〒340-0016中央2-16-10同会議所へ。

